

苫小牧市自然環境保全条例の概要

(目的) 第1条

苫小牧市における自然環境の保全と回復育成

(自然環境保全基本方針) 第6条

昭和53年4月に、苫小牧市自然環境保全基本方針を策定

(自然環境保全地区の指定) 第7条

トキサタマップ湿原地区、勇払川旧古川地区、樽前ガロー地区、ウトナイ沼南東部砂丘地区、沼ノ端拓勇樹林地区の5地区

(保存樹木及び保存樹林の指定) 第8条

今野宅のヤチダモ2本(倒木等により既に指定解除)、植苗小、樽前小、若草小

(緑地保全のための開発行為の規制) 第18条

500平方メートル以上の伐採を伴う開発行為

(自然環境保全審議会) 第20条

委員18人以内、任期2年

この条例により権限とされた事項及び市長が諮問する事項の調査、審議を行う。

(第6条、第7条、第8条の指定等は審議会の意見を聞かなければならない。)

苫小牧市自然環境保全地区

良好な自然景観、良好な緑地を形成している区域及び動植物の生息・生育地などのうち、自然的社会的諸条件から、その保全を図ることが必要な地域を「苫小牧市自然環境保全条例」（昭和49.6.11 条例第12号）に基づき、保全地区として、現在、5か所（延132.9ha）を指定しています。

① トキサタマップ湿原地区（面積45.5ha 市有地）【昭和51年3月10日指定】



ウトナイ湖に直接流入するトキサタマップ川が湿原の中を流れ、アオサギ、オオヨシキリなど数多くの野鳥が生息し、ハンノキ、キタヨシに代表されるウトナイ湖西部に広がる低層湿原です。

② 勇払川旧古川地区（面積11.1ha 国有地・市有地）昭和51年3月10日指定】



勇払川の河川改修で三日月形に残された部分とその周りの樹林地で、中には樹齢200年近い高さ15mほどのミズナラ、ハリギリなどがあり、今なお原始の姿を思わせます。

③ 樽前ガロー地区（面積8.6ha 国有地・私有地）【昭和54年4月10日指定】



樽前川の流域に形成されている兩岸の切り立った岩壁には、エビゴケ、オオホウキゴケなど60種類以上のコケ類が「じゅうたん」を敷きつめたようにはりつき、特異な景観を見せています。また、水量も豊かで、ヤマセミ、キセキレイなどの溪流性の野鳥も見られます。

④ ウトナイ沼南東部砂丘地区（面積 64.5ha 市有地・国有地）【平成 2 年 6 月 15 日指定】



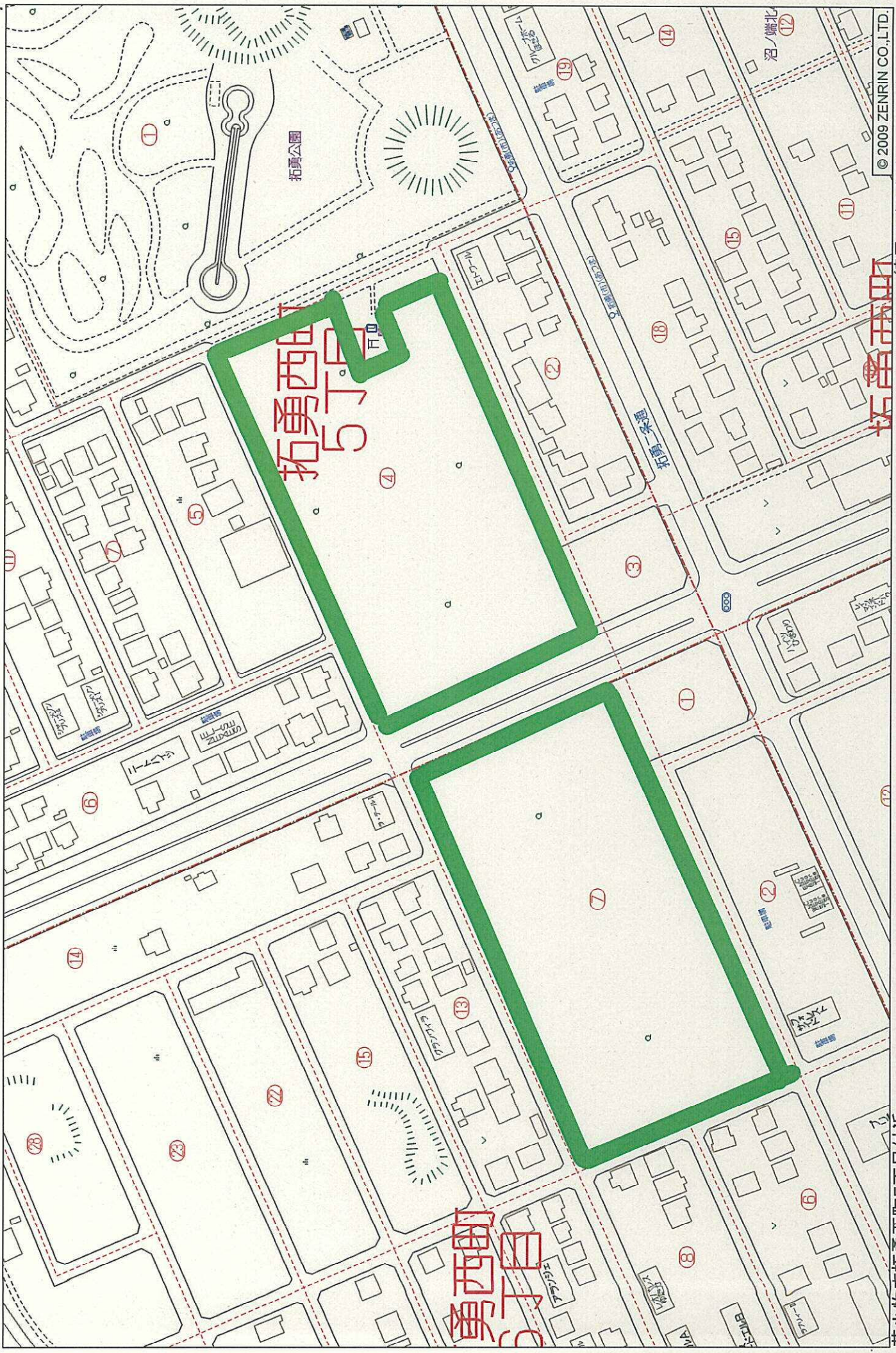
勇払原野の生い立ちを物語り、砂丘群が分布する地域で、高山性のハナゴケ類、海岸性のハマナス、低地性のハスカップ、草原性のエゾコメグサなど、これらが混在した植生は特異な景観を見せており、学術的にも貴重な地区です。また、ウトナイ湖に隣接していることから、鳥類も非常に豊富です。

⑤ 沼ノ端拓勇樹林地区（面積 3.2ha 市有地）【平成 7 年 2 月 21 日指定】



昭和初期以来、酪農を中心とした開拓地の防風林の一部で、ミズナラ、ハンノキなどの高木をはじめ、ノリウツギ、クロミノウグイスカグラ（ハスカップ）などの低木が見られ、市街地近郊にもかかわらず、自然の状態に残っている。森林性に富んだ良好な樹林地であり、その存在は貴重な地区です。

沼ノ端拓勇樹林地区



拓勇西町5丁目

拓勇西町5丁目

拓勇西町

苫小牧市拓勇西町5丁目付近

© 2009 ZENRIN CO.,LTD.

縮尺 1 / 2,000

60m

沼ノ端拓勇樹林地区指定からこれまでの保全事業の経過

- 当初指定 昭和55年 明野川周辺の林野庁の用地を市が買取り指定
- 平成7年 北海道による明野川の河川改修や沼ノ端鉄北地区区画整理事業により移転を余儀なくされ、審議会での諮問・答申を受けて平成7年に現在地に指定・変更
- その後数年 保全維持管理も特段必要の無い状態で、区画整理事業が本格的に始まり、道路や上下水道など宅地造成が入るまでは特に問題にならずに経過
- 平成10年代～ 住宅が張り付き始める。平成16年の台風18号により、倒木の被害を受けるも、出来るだけ人の手を加えない風致を基本的考えとして、平成13年より実施の外縁部3m程度の下草刈りを継続するのみで様子を見る。
- 平成20年 風倒木自体も腐朽が進み、防犯、防災上好ましくない状況になったため、地域町内会に相談し、風倒木のみを処分。周囲の電線に接触し危険な状態の樹木について、最小限の範囲で剪定をおこなう。
- 平成21年 緊急雇用対策事業を活用し、樹種等を確認しながら間伐を行ない、樹林全体の計画的育成をはかり、できうる限り指定時の「勇払原野」の状態を維持するため、現状で5年程度は手を入れなくても良いくらいの間伐整備を実施する。
- 平成30年 『自然と地域の調和を保つため、有識者の意見を踏まえ、自然環境保全地区である拓勇樹林の整備を進める』ことが市長公約（市政に臨む基本方針）において示される。

拓勇樹林指定に係る保全計画（抜粋）

1. 保全すべき自然環境の特質

（旧地区）

本地区の林況については、国有林経営時の樹木が成長し、ミズナラ、シラカンバ、サクラを中心として樹高8メートル以上の高木が見られ、さらに、一部の区域には、植林されたカラマツが樹高15メートルを最高に、平均樹高12メートルとよく成長している。

また、低木層としては、クロミノウグイスカズラ、ハマナス、ヤチヤナギ、ホザキシモツケなどが見られ草本類については、エゾタンポポ、ハマエンドウ、マイズルソウ、ミツバツチグリ、ミズオトギリなどが生育している。

鳥類については、・・・(省略)・・・

全体として、本地区は市街地近郊にもかかわらず、まだ「勇弘原野」の状態を保っている。

（新地区）

本地区の状況については、昭和初期の入植以来、伐採せず、ミズナラ、ハンノキを中心として樹高18メートル程度の高木に成長している。本地区は、市街地近郊にもかかわらず、森林性に富んだ優良な樹林地を保っている。

2. 自然環境の保全に関する基本的な事項

（旧地区）

(1)保全のための規制に関する基本方針

本地区周辺において、今後、都市的利用の進むことが予想される中で、当該地域の生活環境保全上の観点から、本地区の樹林の適正な保全を図るため、自然保護しながら節度ある利用となるよう適切な規制の措置を講じる。

(2)保全施設に関する基本方針

標識の設置、下刈りの実施、補植など適切に保全管理するために緑地の特質を十分見極めながら、必要な施設を整備する。

（新地区）

(1)保全のための規制に関する基本方針

（旧地区と同文）

(2)保全施設に関する基本方針

標識の設置

拓勇樹林地区 草刈状況【R1】

【草刈前】



【草刈後】



○拓勇樹林 支障木伐採状況【R1】



拓勇樹林自然環境保全地区の問題点

- (1) 周辺環境が大きく変化したことに伴う植生等への影響
- (2) 自然環境保全地区としての特質の維持状況
- (3) 近隣とは「住宅に日差しが入らない。」「落ち葉が敷道を埋めてしまう。」「樹林内にゴミを捨てられる。」「防犯上好ましくない。」などの軋轢
- (4) 他の自然環境保全地区とは立地条件が異なり、災害などによる倒木等による被害に対する不安
- (5) 市街地に囲まれた唯一の自然環境保全地区の立地を生かすため、自然環境教育を含めた利活用と地域との調和の検討

予算成立後のスケジュール

○令和2年度

- ・拓勇樹林地区の自然環境調査の実施
- ・現在と指定当時の拓勇樹林地区の自然環境の比較・検討

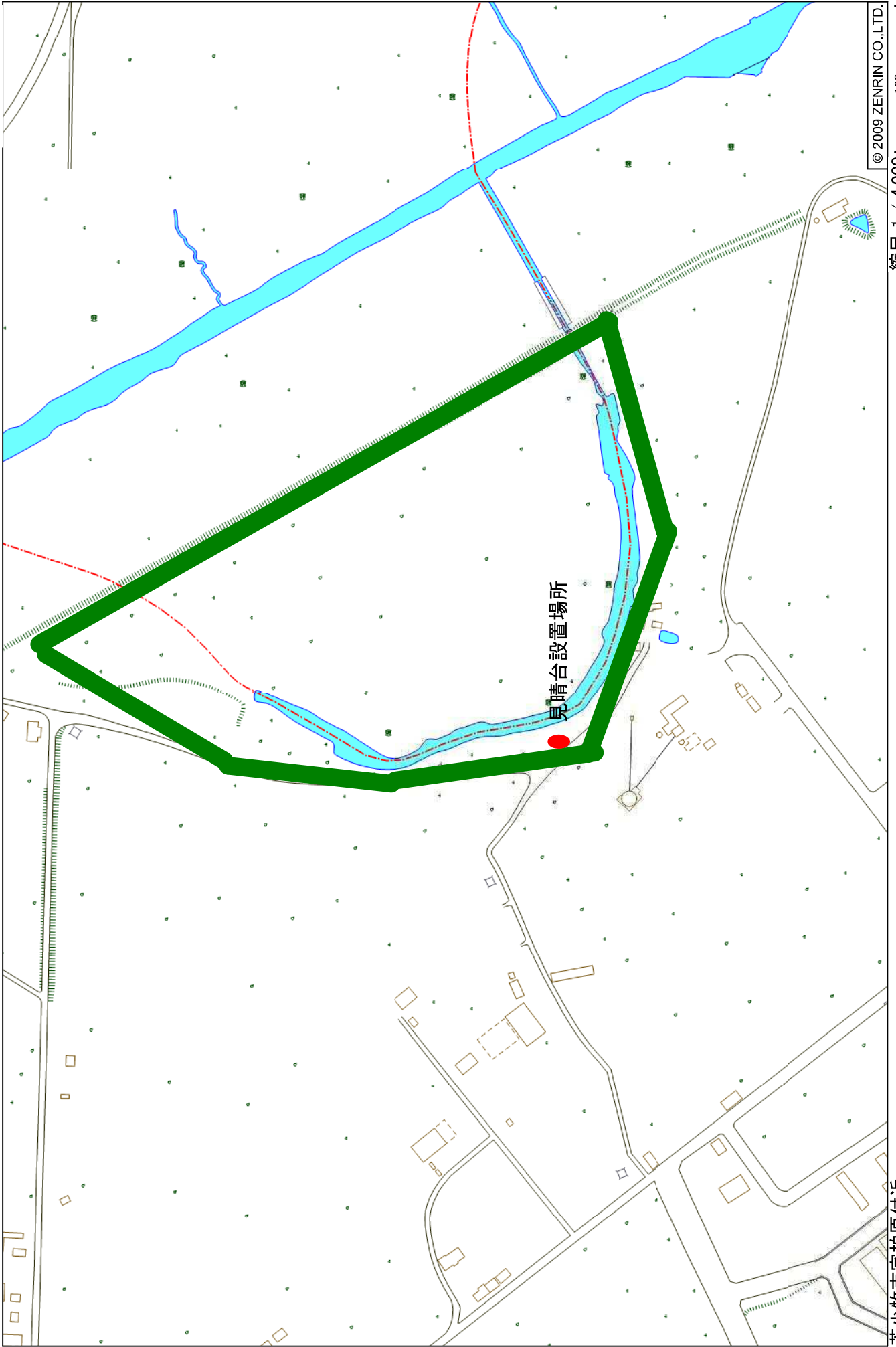
○令和3年度

- ・調査結果を基に拓勇樹林地区の新保全計画（案）の策定
- ・計画(案)について審議会の中で審議の上、新保全計画の策定

○令和4年度以降

- ・新保全計画に基づく、拓勇樹林地区の維持管理や整備等に向けた作業の実施

勇払川旧古川地区



© 2009 ZENRIN CO.,LTD.
縮尺 1 / 4,000 120m

苫小牧市字柏原付近

○勇払川旧古川地区 藻刈状況【R1】

【着工前】



【完了】



【着工前】



【完了】



【作業状況①】



【作業状況②】



苫小牧郷土文化研究会「史跡等の整備」作業完了報告（画像）

●草刈状況 「稔橋」 作業前 ↓



●草刈状況 「稔橋」 作業後 ↓



●草刈状況 丸木船標柱付近 作業前 ↓



●草刈状況 丸木船標柱付近 作業後 ↓



【自然環境保全地区看板】



【クマ出没注意看板】



【シカ飛び出し注意看板】



苫小牧市自然環境保全条例(昭和49年6.月11日条例第12号)第8条により、保存樹、保存樹林が指定されている。

保存樹木

○植苗小学校のコブシ1本

指定樹種・番号:キタコブシ (指定番号、第3号)

指定年月日 :昭和61年11月1日

樹齢 :推定94年 (R2年現在)

○樽前小学校のクリ2本

指定樹種・番号:クリ (指定番号、第4号、第5号)

指定年月日 :昭和61年11月1日

樹齢 :第4号・推定94年、第5号・推定104年 (R2年現在)

H18年10月樹木医による樹勢診断をし、胴枯れ等の樹勢回復治療実施。

保存樹林

○若草小学校の樹林

指定樹種・番号:ハルニレ他98本(指定番号、第6号)

(ハルニレ88本、ニセアカシヤ1本、ハンノキ4本、ドロノキ3本、シラカバ2本)

指定年月日 :昭和61年11月1日

樹齢 :推定66～84年 (R2年現在)

その他

指定番号第1・2号、「今野宅のヤチダモ」(双葉町3丁目)も上記保存樹と同時指定されていたが、第1号は倒伏の危険性があると所有者の申出により平成11年4月2日解除。

第2号は平成16年9月8日の台風18号により倒伏したため平成16年11月24日解除。

H20年に当初の調査・指定より20年が経過しているため、既存の指定樹木の再調査を行い、剪定・伐採を行うとともに、PRパネル、資料を作成した。